

Ⅲ-税務

119 新収益認識会計基準関連規程（法人税法第22条の2）に関連して、従来は認められていたが、税務上認められなくなった引当金として、最も正しいものを1つ選びなさい。

- a) 貸倒引当金
- b) 返品調整引当金
- c) 賞与引当金
- d) 退職給付引当金

120 企業（3月31日決算）は顧客Aとの間で商品販売契約を締結し、20X1/4/1に契約締結を行い同時に商品を引き渡した。顧客は2年後の20X3/3/31に対価10,201を支払うことになっている。契約上、利子を付すこととはなっていないが、信用供与について重要な便益が顧客に提供されていると認められる。対価の調整として用いる金利は年1%とする。なお、消費税は無視する。このような取引について新収益認識会計基準関連規定（法人税法第22条の2）を適用した場合、顧客が20X1年度に計上すべき税務上の益金の額として、最も正しいものを1つ選びなさい。

- a) 10,201
- b) 10,101
- c) 10,100
- d) 10,000

16 法人税申告業務 16.1 税務日常業務対応 正解：b

法人税法では、原則的に引当金の計上は認められていないが、企業会計において引当金計上を要請していることに鑑み、貸倒引当金と返品調整引当金のみ一定の要件のもと、損金算入が認められていた。返品調整引当金は、法人税法第22条の2が創設されたことに伴い、2030年3月31日までの10年間の経過措置はあるものの、損金算入が認められなくなった。

したがって、正解は（b）となる。

16 法人税申告業務 16.1 税務日常業務対応 正解：c

本問の商品販売契約金額は10,201であるが、商品の引き渡し（20X1/4/1）から2年後（20X3/3/31）に対価を支払うことになっており、信用供与について重要な便益が顧客に提供されていると認められていることから、対価の支払いが2年間猶予されることに伴う金利が発生しているといえる。この場合の顧客の会計処理は以下のようになる。

・商品の引き渡し時（20X1/4/1）

（借）売掛金 10,000(*1) （貸）売上 10,000

(*1) 商品対価 $10,201 \div (1 + \text{金利} 1\%) \div (1 + \text{金利} 1\%) = 10,000$ （2年分割引計算する）

・20×1年度決算整理（20X2/3/31）

（借）売掛金 100(*2) （貸）受取利息 100

(*2) $10,000(*1) \times \text{金利} 1\% = 100$ （1年経過した金利を算定する）

・対価受取時（20X3/3/31）

（借）売掛金 101(*3) （貸）受取利息 101

（借）売掛金 10,201 （貸）売掛金 10,201

(*3) $(10,000(*1) + 100(*2)) \times \text{金利} 1\% = 101$ （1年経過した金利を算定する）

20X1年度の益金は10,100（＝売上10,000(*1)＋受取利息100(*2)）となる。

したがって、正解は（c）となる。